

名古屋市暴力団排除条例に係る
事務処理マニュアル
(指定管理者用)

平成 24 年 4 月

目 次

1. 目的	1
2. 暴力団排除の必要性	1
3. 公の施設の利用からの暴力団排除	1
4. 指定管理者の取り組み	2
5. 具体的な対応方法	3
(1) 疑義のある申請	4
(2) 不許可、取り消し等の通知	6
(3) 不許可通知を受けた相手からの問い合わせへの対応	7
(4) 突然の抗議を受けた場合の対応（不当要求への対応）	7
(5) 利用許可後の取り消し、中止の命令等	7
6. 情報の適正な管理	7
7. その他	7
【参考法令】	8

名古屋市暴力団排除条例に係る事務処理マニュアル

1. 目的

このマニュアルは、名古屋市暴力団排除条例第7条の規定に基づき、公の施設の利用から暴力団を排除するにあたり、指定管理者が実施すべき事務処理を取りまとめ、適正な運用を行うことにより、市民が安心して利用できる公の施設の確保を図ることを目的とします。

【参考】

名古屋市暴力団排除条例

(公の施設の利用における措置)

第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の利用の許可の申請があつた場合において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該許可をしないことができるものとする。

2 市長又は教育委員会は、公の施設の利用の許可をした後において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができるものとする。

2. 暴力団排除の必要性

暴力団は、近年、資金獲得活動や民事介入暴力等に加え、その組織実態を隠ぺいしながら一般社会での多種多様な資金獲得活動を行っています。このような情勢を背景に、全国的に暴力団排除の気運が高まる中で、愛知県では「愛知県暴力団排除条例」が平成23年4月1日から施行され、また、本市においても「名古屋市暴力団排除条例」(以下、「市条例」という。)を制定し、平成24年4月1日から施行しました。

暴力団は市民の生活、市内の事業活動及び青少年の健全な育成に不当な影響を与える存在です。こうした暴力団の排除は、市、市民及び事業者が相互に連携・協力して一体となって推進していくことが必要です。

3. 公の施設の利用からの暴力団排除

(1) 暴力団排除の根拠

公の施設の利用からの暴力団排除については、市条例第7条に、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該許可をしないことができるものとする等と明記しました(上記参照)。

この規定に基づき、指定管理者は、施設の利用を不許可とすることができます。

なお、施設の利用の許可後の取り消し又は中止については、市長又は教育委員会が行いますので注意が必要です。具体的には、以下のとおりとなります。

管理者	不許可	許可の取り消し又は中止
指定管理者	指定管理者が行う	市長又は教育委員会が行う
市長又は教育委員会	市長又は教育委員会が行う	市長又は教育委員会が行う

【参考】

◎市民会館条例

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会館を一般の利用に供すること。
- (2) 会館の施設等の使用の許可に関すること。(※)
- (3) 会館の維持管理及び修繕(原形を変ずる修繕及び模様替を除く。)に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

(※) 許可の取り消し、又は中止を命ずることは含まれていないため、これについては、市長又は教育委員会が行うことになる。

(2) 暴力団排除についての考え方

公の施設は、住民の福祉の増進を目的として設置されたもので、正当な理由がない限り、住民が公の施設の利用を拒んではならず、不当な差別的取扱いをしてはならないと地方自治法第244条に規定されています。

【参考】

◎地方自治法

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体(次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

しかしながら、暴力団の活動に公の施設が利用されると、住民が安心して施設を利用するこを妨げ、ひいては公の施設の公益性が阻害されることになりかねません。

したがって、市条例第7条は、暴力団が公の施設を利用することをすべて許可しないという規定ではなく、「暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認めるときに許可しない」という規定になっていることに留意して下さい。個人的な利用や家族での利用等を妨げているものではありません。

では、どのようにして、当該施設の利用が「暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認めるとき」にあたる利用なのかを判断するのか、具体的な対応方法は下記5を参照してください。

4. 指定管理者の取り組み

(1) 警察との連携強化

愛知県暴力団排除条例では、事業者に対して暴力団の利益になると知った上で利益供与(便宜供与)することを禁じています。

このため、民間施設からの暴力団排除が一層進み、暴力団による公の施設利用が増えるこ

とが危惧されます。

指定管理者にあっては、暴力団排除に備えて、日頃から警察署の暴力団排除担当部署（刑事課暴力担当係）との連携を密にし、暴力団に関する知識や対処方法などを習得するため、施設毎に暴力団被害防止のための業務を行う責任者（以下「不当要求防止責任者」という（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第14条。）を選任し、「責任者選任届出書（資料1）を所轄警察署に提出することができます。これにより、公安委員会から暴対法第14条に規定されている事業者に対する援助の措置を受けることができます。

（2）施設における対応

ア 利用者への周知

公の施設の利用から暴力団排除をするためには、市条例に基づき暴力団の利益になる使用は許可しないことや、許可にあたって県警に照会すること等を、施設を利用する方に周知し、理解と協力を得ることが不可欠です。

特に市条例が施行される平成24年4月1日からは、使用申込書等に、県警に照会するにあたり施設利用者を特定するために必要な情報である代表者のフリガナ、生年月日の記載を新たに求めることになります。そこで、混乱を避けるため必要があれば、使用申込書等の様式が変更されたことを周知してください。（周知文例は資料2）

様式の変更当初は、窓口での混乱が予想されます。特に代表者の生年月日が不明な申込書の提出の場合は、使用申込書を受付、後日連絡をいただいて補記する等の臨機応変な対応をしてください。

この他、市で別途用意するポスターを受付に掲出する等、施設を利用する方への周知に努めるものとします。

イ 施設における暴力団対応マニュアルの策定と職員への周知

暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があります。そのため、不当要求防止責任者を中心に、施設毎の実情等を踏まえて施設における暴力団対応の基本姿勢、役割分担等を定めたマニュアル（暴力団対応マニュアル）等を策定し、職員一人ひとりが自らの役割を認識して、的確に暴力団に対処できるよう定期的に施設内研修を実施するよう努めてください。

なお、暴力団対応マニュアルの策定に当たっては、公益財団法人暴力追放愛知県民会議のウェブサイト（<http://www.boutsui-aichi.or.jp/>）で公開されている暴力団対応のてびき等が参考になります。

5. 具体的な対応方法

指定管理者において、当該施設の利用が「暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認めるとき」にあたる利用なのかを判断することは事実上困難です。そのため、申請者からの申請に基づき、愛知県警察本部（以下、「県警」という。）に照会して確認することになります。場合によっては、県警から情報提供があることも考えられます。

県警への照会にあたっては、申請すべてを照会していくは、申請を受けてから許可を出すまでに相当の期間（通常でも県警へ照会してから回答が得られるまで2週間程度を要する）を要することになり、大半が暴力団とは無関係と思われる市民に多大な影響を与えることになるほ

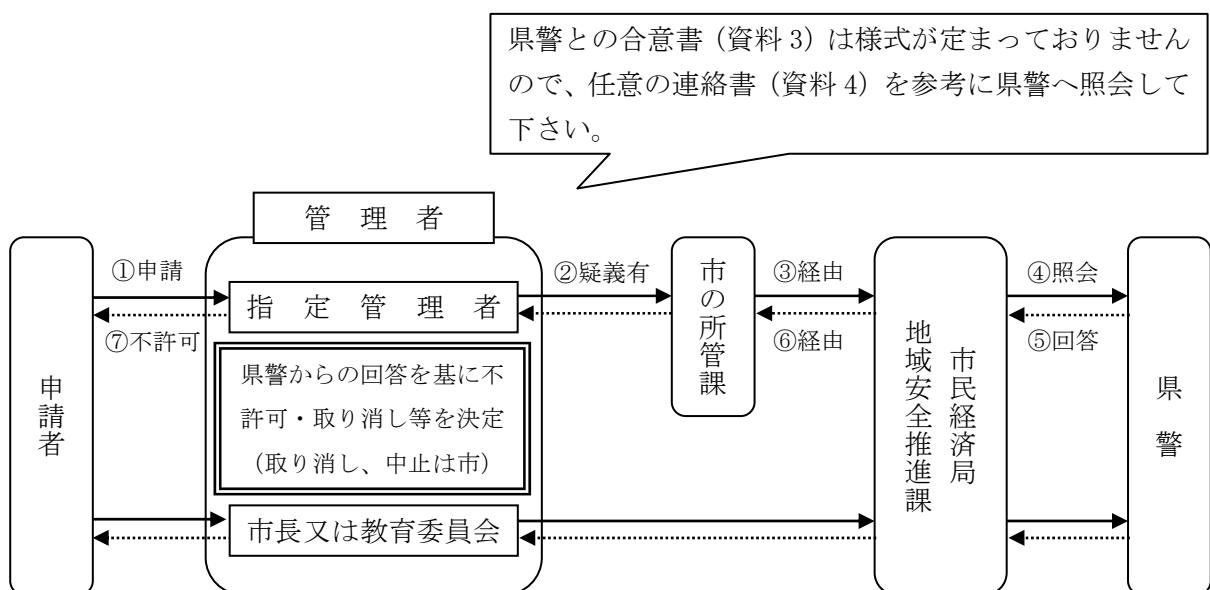
か、経常事務も煩雑になり、現実的ではありません。

したがって、県警へ照会するのは、疑義のある申請についてのみ行うことが適当です。

(1) 疑義のある申請

指定管理者においては、当該施設の規模や機能等をふまえ、どのような利用が「暴力団の利益になる利用」(※)として考えられるのか、十分に検討しておく必要があります。

その上で、申請者の言動、申請内容等から管理者において「暴力団による利用」ではないかと疑義が生じた場合、又は市民等からの通報により「暴力団の利益になる利用」ではないかと疑義が生じた場合には、以下のとおり事実確認を行います。



【排除措置の流れ】

○基本的な流れは、上図のとおりです。指定管理者は、市の所管課を通じて県警へ照会します。

○許可の取り消し、利用の中止は、市が決定し、申請者に通知します。

大規模イベントや有料で事前にチケットを販売するようなイベント等の場合は、許可後に取り消し、又は利用の中止を命令することになると、与える影響が大きいため、管理者側にも多大な労力が発生することが予想されます。そうしたことを未然に防止するため、申請者が始めて利用する場合等は、初回のみ県警に照会することも有効です。

「暴力団の利益になる利用」(※)

違法・合法を問わず、暴力団の勢力誇示行為や資金獲得活動（例：襲名披露等の義理かけ行事、格闘技等イベント、コンサート等各種興行）により暴力団組織としての維持・運営に資する利用です。

◎暴力団の利益になる施設の利用例

申請（利用）の内容	申請時の状況
【会議室・小ホール】 ○会議室において脱法行為の研究会を開催 ○小ホールにおいて倒産品市を開催 (収益金が暴力団の活動資金となるもの)	○「法令研究会」との名目で暴力団風の男が利用申請 ○物品の購入者から「品物の購入を無理強いされた」等の苦情を受理
【コンサートホール・大会議室】 ○コンサート等興行の開催 (収益金が暴力団の活動資金となるもの) ○大会議室において襲名披露式を開催	○興行主が暴力団関係者であるとの情報を入手 ○「××組長襲名披露式」等、利用目的が暴力団の義理掛け行為であると考えられる申請
【宿泊施設】 ○対立抗争からの避難場所として宿泊施設を利用	○対立抗争事件が報道されている最中、暴力団風の男が利用申請
【体育館・武道場】 ○格闘技大会等の興行の開催 (収益金が暴力団の活動資金となるもの)	○警察から興行主が暴力団関係者であると通報
【公園】 ○祭事において露店を出店 (収益金が暴力団の活動資金となるもの)	○出店申請時の対応が威圧的

◎県警に照会する判断

県警へは、上述のとおり申請すべてを照会するのではなく、申請に疑義があるとき等に照会するようにして下さい。

また、暴力団員であっても個人利用や家族での利用までも制限するものではありませんので、例えば、施設利用時に大声で騒いでいたため退去させる場合等は、施設の管理上設けている他の規定を適用することになります。

(2) 不許可、取消し等の通知

上記（1）に基づき、申請の不許可、又は取り消し、利用の中止を命じることを決定した場合、その時の状況により、県警との合意書（「名古屋市の公の施設の利用からの暴力団の排除に関する合意書」（以下、「合意書」という。））に基づき、市の所管課を通じて、県警に対し警察官の派遣その他の支援を要請することができます。

県警は、上記要請に基づき、必要と認めるときは、警察官を派遣する等必要な支援を積極的に行うこととしています。

【通知要領】

通知方法、通知文案についてもあらかじめ検討しておく必要があります。

一般的には、管理者名で不許可事由を記載した通知文を配達証明郵便で送付します。

なお、利用期日が迫っているとき等、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

①利用申請を不許可とする場合

〔通知文例〕

審査の結果、申請のあった〇〇会館××ホールの利用については、名古屋市暴力団排除条例第7条第1項の規定により、不許可と決定しました。

平成〇〇年〇月〇日

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長（※1）に対して審査請求をることができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者〇〇を被告として（訴訟において指定管理者を代表する者は〇〇〇〇となります。）（※2）、この処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することもできます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

（※1）直営施設にあっては、市長のした処分については、愛知県知事に対して審査請求をすることとなり（この場合、市長に対して異議申立てをすることもできる）、行政委員会のした処分については、市長に対して審査請求をすることとなります。

（※2）直営施設にあっては、名古屋市が被告（市長が被告の代表者となります。）となります。

②利用許可後に「許可取り消し」をする場合（聴聞の機会を付与（名古屋市行政手続条例第13条）するための手続を執ることができないとき）

〔通知文例〕

〇月〇日に利用決定した〇〇会館××ホールの利用については、名古屋市暴力団排除条例第7条第2項に該当することが判明したため、その許可を取消します。

平成〇〇年〇月〇日

- 1 この処分について不服がある場合は、・・・

（①の不許可とする場合の教示文と同じ。ただし、取消し処分は市長又は教育委員会がすることとなる）

（3）不許可通知を受けた相手からの問い合わせへの対応

申請者から指定管理者へ問い合わせがあった場合は、次のとおり口頭で回答します（不必要的発言はしないこと）。この場合において、県警へは、必要に応じ相手方の問い合わせを想定した回答方法を協議するなどの支援を要請します。

【回答例】

当方で調査した結果、（名古屋市暴力団排除条例の）不許可事由である「暴力団の利益となる」利用と認めたため、不許可決定いたしました。

（4）突然の抗議を受けた場合の対応（不当要求への対応）

相手より多い人数で冷静に対応するとともに、不必要的言動を避け、不許可事由を言い切り、短時間で対応を打ち切るようにして下さい。

その後も退去せず、居座り続ける場合は、「警察へ連絡する」旨を告げ、速やかに 110 番通報して下さい。

（5）利用許可後の取り消し、中止の命令等

指定管理者は、許可の取り消し、中止の命令等は行わないため、利用許可後において、「暴力団の利益になる利用」に該当するか否か疑義が生じた場合や、県警から情報提供があった場合等の対応すべき事案の発生に備えて、指定管理者と市の所管課であらかじめ役割分担や対応方法等を定めておく必要があります。

6 情報の適正な管理

公の施設の利用からの暴力団の排除にあたり、県警から提供される法人・個人の情報については、「名古屋市情報公開条例」並びに「名古屋市個人情報保護条例」及び指定管理にあたって協定書等に追加又は添付する「情報取扱注意項目」に基づき、厳正に管理する必要があります。

指定管理者は、個人情報の保護に関する規程の整備等、適正な管理に努めてください。

7 その他

- （1）不許可決定、取り消し等に関して訴訟に至った場合は、合意書に基づき、県警が訴訟参加して、暴力団の利益になるおそれがあることを立証する等、積極的に対応することとしています（指定管理者の憶測だけで利用を制限した場合、訴訟の際の立証等が困難となりますのでご留意願います。）。
- （2）公の施設は、規模や機能等が異なることから、利用者の属性もそれぞれ異なります。指定管理者は、公の施設の利用からの暴力団の排除を行うにあたっては、市の所管課と十分な連携を図るようお願いします。

【参考法令】

◎地方自治法

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

- 第 244 条の 4 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。
- 2 第 138 条の 4 第 1 項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第 1 項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から 20 日以内に意見を述べなければならない。
- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求(第 1 項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

◎行政事件訴訟法

(抗告訴訟)

- 第 3 条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。
- 2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。)の取消しを求める訴訟をいう。
- 3 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立て(以下単に「審査請求」という。)に対する行政庁の裁決、決定その他の行為(以下単に「裁決」という。)の取消しを求める訴訟をいう。

4~ 7 (略)

(処分の取消しの訴えと審査請求との関係)

- 第 8 条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。
- (1) 審査請求があつた日から 3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 第1項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求に対する裁決があるまで(審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないときは、その期間を経過するまで)、訴訟手続を中止することができる。

(被告適格等)

第11条 処分又は裁決をした行政庁(処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。)が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。

(1) 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体

(2) 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体

2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。

3 前2項の規定により被告とすべき国若しくは公共団体又は行政庁がない場合には、取消訴訟は、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない。

4 第1項又は前項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴状には、民事訴訟の例により記載すべき事項のほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を記載するものとする。

(1) 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁

(2) 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁

5 第1項又は第3項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟が提起された場合には、被告は、遅滞なく、裁判所に対し、前項各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を明らかにしなければならない。

6 処分又は裁決をした行政庁は、当該処分又は裁決に係る第1項の規定による国又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上的一切の行為をする権限を有する。

(出訴期間)

第14条 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から6箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は裁決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前2項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から6箇月を経過したとき又は当該裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(行政庁の訴訟参加)

第23条 裁判所は、処分又は裁決をした行政庁以外の行政庁を訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、当事者若しくはその行政庁の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その行政庁を訴訟に参加させることができる。

2 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び当該行政庁の意見をきかなければならない。

3 第1項の規定により訴訟に参加した行政庁については、民事訴訟法第45条第1項及び第2項の規定を準用する。

(取消訴訟等の提起に関する事項の教示)

第46条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

- (1) 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者
- (2) 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間
- (3) 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

- (1) 当該訴訟の被告とすべき者
- (2) 当該訴訟の出訴期間

(資料1) 責任者選任届出書

様式第41

【記載例】

この欄は、記入しないでください

※受理年月日	..	※署別コード		※受理番号	
--------	----	--------	--	-------	--

責任者選任届出書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者として下記の者を選任したので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項の規定により届出をします。

平成 年 月 日

愛知県公安委員会 殿

責任者を選任した事業者の事業所所在地・事業所名・役職名・氏名を記入、または、ゴム印等を押してください。

押印は、法人等の場合には社印等を、個人事業者の方は個人印を押してください。

事業者とは、企業はその企業の経営者、団体は、その団体の長、行政機関の場合、県・市町村はその長、国の方機関はその地方機関の長をいいます。

届出事業者の所在地・名称・役職名・氏名

名古屋市中区栄1丁目1番1号

株式会社 中京商事

代表取締役社長 甲野 太郎

届出書を提出する日付を記入してください。

記

	責任者の勤務する事業所所在地	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○○市○○町○丁目○番	責任者が実際に勤務している場所の所在地を記入してください。
業種を記入してください		フリガナ アイケン ○○センター	
責任者	事業所の名称	愛知県○○センター	個人事業者の方は、「本人」でもかまいません。
	業種	愛知県の公の施設の指定管理者	
	フリガナ	アイチ 仔 叟	
	氏名	愛知一郎	
	生年月日	大正 昭和 平成 30年10月25日生 (55歳)	役職名をなるべく詳しく記入してください。
	役職名	支店長代理・総務課長等	
	連絡先電話番号	052 (123) 4567 直通・内線(123)	
	選任年月日	平成 23 年 4 月 1 日	
	不当要求防止責任者講習受講歴	有 (受講グループ名「中京商事」・「○○協会」等) 無	責任者を選任した日付を記入してください。
届出の内容	新規・変更 (前任者氏名等 丙野 三郎)		

※印欄は、記載しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 今回選任した責任者が、以前、愛知県内で受講されたことがある場合は「有」に「○」をつけてください。
- その受講が、企業単位の責任者講習であった場合は「○○会社」等、加盟する団体等の場合は「△△協会□□支部」等と受講グループ名欄に記入してください。
- 上記に該当しない場合は、未記入でかまいません。

- 今回初めて責任者を選任した場合は、新規に「○」をつけてください。
- 既に選任した責任者がいて、人事異動等により責任者を変更する場合は、変更に「○」をつけ、()内に前任者氏名を記入してください。
- 既に選任した責任者の役職等、届出内容に変更があって改めて届出される場合も変更に「○」をつけてください。

公の施設をご利用されている皆様へ

名古屋市からのお知らせ

名古屋市では、市民の安全で平穏な生活を脅かす暴力団の排除を推進するため、「名古屋市暴力団排除条例」制定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行しました。

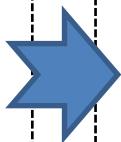
◎施設利用の変更点

- 暴力団の利益になると認めるときは、施設の利用を許可しません。
- 許可した後においても、暴力団の利益になると認めるときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命じます。

◎使用申込書の様式の変更

【平成 24 年 3 月 31 日以前】

申込者 団体名
所在地
(住所)
代表者
(氏名)



【平成 24 年 4 月 1 日以降】

申込者 団体名
所在地
(住所)
代表者
フリガナ
(氏名)
生年月日

公の施設をご利用いただいている皆様には、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

平成 24 年 4 月 名古屋市

名古屋市の公の施設の利用からの暴力団の排除に関する合意書

名古屋市長及び名古屋市教育委員会委員長（以下「市長等」という。）と愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、名古屋市暴力団排除条例第7条の規定に基づく名古屋市の公の施設（以下「公の施設」という。）の利用からの暴力団の排除措置を講ずるため、相互の連絡協議体制の確立に関し、下記のとおり合意する。

記

1 情報交換等

- (1) 市長等は、公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるか否かについて、警察本部長に対し、照会することができるものとする。
- (2) 警察本部長は、前号の照会を受けたときは、市長等に対し、速やかに回答するものとする。
- (3) 警察本部長は、前号の規定により回答するほか、公の施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、市長等に対し、速やかにその旨を通報するものとする。
- (4) 市長等は、公の施設の利用が暴力団の利益になることが疑われる情報を得たときは、速やかに当該情報を警察本部長に提供し、対応について協議するものとする。

2 排除措置の要請

警察本部長は、公の施設の利用が暴力団の利益になると認める旨の回答又は通報をするときは、当該回答又は通報に併せて、市長等に対し、公の施設の利用の不許可、許可取消し等の排除措置の要請を行うものとする。

3 支援・協力体制

- (1) 市長等は、公の施設の利用からの暴力団の排除措置を講ずる際、必要があると認めるときは、警察本部長に対し、警察官の派遣その他の支援を要請することができるものとする。
- (2) 警察本部長は、前号の要請に基づき必要と認めるとき又は当該措置の相手方から不服申立て、訴訟の提起等がなされたことにより紛議が生じたときは、市長等に提供した情報の正当性を立証する等、積極的に支援し、及び協力するものとする。

4 情報管理

市長等及び警察本部長は、この合意書の規定に基づき取得した情報については、適正に管理し、その情報は、市長等による公の施設の利用からの暴力団の排除措置以外の目的に使用しないものとする。

5 その他

- (1) この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

(2) この合意書は、平成24年4月1日から効力を発する。

上記事項の合意の証として本書3通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

平成24年3月30日

名古屋市長 河村たかし 印

名古屋市教育委員会委員長 三林久美 印

愛知県警察本部長 河邊有二 印

(資料4)

公の施設の利用からの暴力団排除に係る連絡書

年 月 日

下記の施設利用が暴力団の利益になる利用に該当するか否かについて照会します。

施設名（会場名）		
使 用 申 込 内 容	使用日時	
	使用目的	
	法人名等	
	法人の場合は 代表者の情報 (個人の場合 は申請者の情 報)	
	使用責任者	
使用申込の詳細（不審な点）		
施設における対応状況		
その他		
施 設 連 絡 先	所 属	
	担当者氏名	
	連絡先	

愛知県警察本部組織犯罪対策課暴排係 様

※ 本書は、施設と市所管課との連絡書です。県
警察本部への照会にも利用することを想定しま
す。

名古屋市〇〇局〇〇課 職・氏名
電話 052 (972) 〇〇〇〇 内線〇〇〇〇
FAX · · ·

公の施設の利用からの暴力団排除に係る連絡書【記載例】

年 月 日

下記の施設利用が暴力団の利益になる利用に該当するか否かについて照会します。

施設名（会場名）		○○センター ○○ホール
使 用 申 込 内 容	使用日時	平成○○年○○月○○日 9:00～17:00
	使用目的	懇親会
	法人名等	法人名 株式会社○○ 所在地 ○○市…… (電話 ○○○○ (○○) ○○○○)
	法人の場合は 代表者の情報 (個人の場合は申請者の情報)	代表者名 フリガナ ○○○○ (T・S・H ○年○月○日生) 住所 ○○市…… (電話 ○○○○ (○○) ○○○○)
	使用責任者	氏名 ○○○○ 住所 ○○市…… (電話 ○○○○ (○○) ○○○○)
	使用申込の詳細（不審な点）	
<p>○月○日、「平成○○年○月○日に、○○ホールで、暴力団の襲名披露が予定されていることを知っているか。」との匿名の電話があった。申込み時には、特に変わった様子はなかったが、○月○日の打合せ時には、暴力団員風の男数名が来所。</p>		
施設における対応状況		
<p>申込み時点で、予約可能であったため、仮予約済み。 利用決定通知書は未送付。</p>		
<p>その他 ←※ 警察から口頭で回答があった場合は、他の欄に次の点を記載し保存すること。</p> <p>① 回答期日：平成○○年○○月○○日 ○○：○○ ② 回答者：所属○○ 氏名○○○○ ③ 回答内容： ④ 暴力団の利益になる場合の対応（連絡会議日時等） ⑤ 不許可（許可取消）決定期日 ⑥ 申請者への通知期日 等</p>		
施 設 連 絡 先	所 属	○○センター指定管理者(株)○○総務課
	担当者氏名	○○○○
	連絡先	電話：052 (○○○) ○○○○ FAX：052 (○○○) ○○○○

愛知県警察本部組織犯罪対策課暴排係 様

※ 本書は、施設と市所管課との連絡書です。県警察本部への照会にも利用することを想定します。

名古屋市○○局○○課 職・氏名
電話 052 (972) ○○○○ 内線○○○○
FAX・・・